

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月20日

販売名	ハイカリック1号、2号、3号	製造販売元	テルモ株式会社
-----	----------------	-------	---------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	カロナリーL輸液、M輸液、H輸液	扶桑薬品株式会社
競合品目2		
競合品目3		

競合品目を選定した理由
電解質含有量（NaCl含有の有無）が異なるが、経中心静脈輸液療法における高カロリー輸液の基本液として選定した。

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月20日

販売名	ハイカリックNC-L輸液,ハイカリックNC-N輸液,ハイカリックNC-H輸液	製造販売元	テルモ株式会社
-----	--	-------	---------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	カロナリーL輸液、M輸液、H輸液	扶桑薬品株株式会社
競合品目2		
競合品目3		

競合品目を選定した理由
カロナリーL輸液、M輸液、H輸液：ハイカリックNCの後発医薬品として選定した。

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月20日

販売名	アミカリック輸液	製造販売元	テルモ株式会社
-----	----------	-------	---------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	ツインパル輸液	エイワイファーマ株式会社
競合品目2		
競合品目3		

競合品目を選定した理由
アミノ酸や電解質組成、バッグ形状（ダブルバッグ）が異なるが、同種の効能効果を有しているため選定した。

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月20日

販売名	アミゼットB	製造販売元	テルモ株式会社
-----	--------	-------	---------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	アミパレン輸液	株株式会社大塚製薬工場
競合品目2	アミニック輸液	エイワイファーマ株式会社
競合品目3		

競合品目を選定した理由
いずれもアミノ酸組成および電解質含有量（NaCl）より選定した。

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月20日

販売名	テルフィス	製造販売元	テルモ株式会社
-----	-------	-------	---------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	アミノレバン点滴静注	株式会社大塚製薬工場
競合品目2	ヒカリレバン注	光製薬株式会社
競合品目3		

競合品目を選定した理由
アミノレバン点滴静注が先発医薬品であること、ヒカリレバン注はテルフィスと同じく後発医薬品であることから選定した。

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月20日

販売名	フルカリック	製造販売元	テルモ株式会社
-----	--------	-------	---------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	ネオパレン1号輸液、2号輸液	株式会社大塚製薬工場
競合品目2	ピーエヌツイン1号輸液、2号輸液、3号輸液	エイワイファーマ株式会社
競合品目3		

競合品目を選定した理由
同種の糖・電解質・アミノ酸・総合ビタミン液の高カロリー輸液キット製剤としてネオパレンを選定した。 なお、ピーエヌツインには、総合ビタミンが含有されていない製剤である。

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月20日

販売名	プロテアミン12	製造販売元	テルモ株式会社
-----	----------	-------	---------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	なし	
競合品目2		
競合品目3		

競合品目を選定した理由

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月20日

販売名	カロナリーL輸液 カロナリーM輸液 カロナリーH輸液	製造販売元	扶桑薬品工業株式会社
-----	----------------------------------	-------	------------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	ハイカリックRF輸液	テルモ株式会社
競合品目2	ハイカリック液-1号 ハイカリック液-2号 ハイカリック液-3号	テルモ株式会社
競合品目3	ハイカリックNC-L輸液 ハイカリックNC-N輸液 ハイカリックNC-H輸液	テルモ株式会社

競合品目を選定した理由
本剤及び競合品目1～3は高カロリー輸液用の基本液である。 競合品目1、2は電解質組成が若干異なる。 競合品目1は本剤の先発医薬品である。 売上高の大きいものから順に選定した。

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月20日

販売名	ハイ・プレアミン注-10% ハイ・プレアミンS注-10%	製造販売元	扶桑薬品工業株式会社
-----	---------------------------------	-------	------------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	アミゼットB輸液	テルモ株式会社
競合品目2	プロテアミン12注射液	テルモ株式会社
競合品目3	アミニック輸液	エイワイファーマ株式会社

競合品目を選定した理由
本剤及び競合品目1～3は総合アミノ酸製剤である。 売上高の大きいものから順に選定した。

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月20日

販売名	プレアミン-P注射液	製造販売元	扶桑薬品工業株式会社
-----	------------	-------	------------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	アミゼットB輸液	テルモ株式会社
競合品目2	プロテアミン12注射液	テルモ株式会社
競合品目3	アミニック輸液	エイワイファーマ株式会社

競合品目を選定した理由
本剤は小児用TPN用総合アミノ酸製剤で、競合品目1～3は総合アミノ酸製剤である。 売上高の大きいものから順に選定した。

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月22日

販売名	アミニック輸液	製造販売元	エイワイファーマ株式会社
-----	---------	-------	--------------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	アミパレン輸液	株式会社大塚製薬工場
競合品目2	プラスアミノ輸液	株式会社大塚製薬工場
競合品目3	アミゼットB輸液	テルモ株式会社

競合品目を選定した理由
<p>本剤は総合アミノ製剤に分類される輸液製剤です。</p> <p>本剤の〔効能・効果〕は、『下記状態時のアミノ酸補給 低蛋白血症、低栄養状態、手術前後』であり、本剤と同種の〔効能・効果〕を有する医療用医薬品は、「モリアミンS注」、「モリプロンF輸液」、「アミゼットB輸液」、「アミパレン輸液」、「ハイ・プレアミン注-10%」、「ハイ・プレアミンS注-10%」、「プラスアミノ輸液」、「プロテアミン12注射液」です。</p> <p>上記の医療用医薬品のうち、弊社で把握している直近1年の売上高のデータ（2018年4月～2019年3月）より、売上高の大きいものから順に競合品目として選定しました。</p>

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月22日

販売名	モリアミンS注	製造販売元	エイワイファーマ株式会社
-----	---------	-------	--------------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	アミパレン輸液	株式会社大塚製薬工場
競合品目2	プラスアミノ輸液	株式会社大塚製薬工場
競合品目3	アミゼットB輸液	テルモ株式会社

競合品目を選定した理由
<p>本剤は総合アミノ製剤に分類される輸液製剤です。</p> <p>本剤の〔効能・効果〕は、『下記状態時のアミノ酸補給 低蛋白血症、低栄養状態、手術前後』であり、本剤と同種の〔効能・効果〕を有する医療用医薬品は、「アミニック輸液」、「モリプロンF輸液」、「アミゼットB輸液」、「アミパレン輸液」、「ハイ・プレアミン注-10%」、「ハイ・プレアミンS注-10%」、「プラスアミノ輸液」、「プロテアミン12注射液」です。</p> <p>上記の医療用医薬品のうち、弊社で把握している直近1年の売上高のデータ（2018年4月～2019年3月）より、売上高の大きいものから順に競合品目として選定しました。</p>

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月22日

販売名	モリプロンF輸液	製造販売元	エイワイファーマ株式会社
-----	----------	-------	--------------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	アミパレン輸液	株式会社大塚製薬工場
競合品目2	プラスアミノ輸液	株式会社大塚製薬工場
競合品目3	アミゼットB輸液	テルモ株式会社

競合品目を選定した理由
<p>本剤は総合アミノ製剤に分類される輸液製剤です。</p> <p>本剤の〔効能・効果〕は、『下記状態時のアミノ酸補給 低蛋白血症、低栄養状態、手術前後』であり、本剤と同種の〔効能・効果〕を有する医療用医薬品は、「モリアミンS注」、「アミニック輸液」、「アミゼットB輸液」、「アミパレン輸液」、「ハイ・プレアミン注-10%」、「ハイ・プレアミンS注-10%」、「プラスアミノ輸液」、「プロテアミン12注射液」です。</p> <p>上記の医療用医薬品のうち、弊社で把握している直近1年の売上高のデータ（2018年4月～2019年3月）より、売上高の大きいものから順に競合品目として選定しました。</p>

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月22日

販売名	ツインパール輸液	製造販売元	エイワイファーマ株式会社
-----	----------	-------	--------------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	ビーフリード輸液	株式会社大塚製薬工場
競合品目2		
競合品目3		

競合品目を選定した理由
<p>本剤は末梢静脈栄養用製剤に分類され。アミノ酸・糖・電解質を配合した輸液製剤です。本剤の〔効能・効果〕は、『下記状態時のアミノ酸、電解質及び水分の補給 ・経口摂取不十分で、軽度の低蛋白血症又は軽度の低栄養状態にある場合 ・手術前後』です。本剤と同種の〔効能・効果〕を有する医療用医薬品は、「パレセーフ輸液」、「ビーフリード輸液」、「パレプラス輸液」ですが、「パレセーフ輸液」と「ビーフリード輸液」にはビタミンB₁が配合されており、「パレプラス輸液」には水溶性ビタミンが配合されているため、〔効能・効果〕の記載が異なります。</p> <p>上記の医療用医薬品のうち、自社品の「パレセーフ輸液」と「パレプラス輸液」を除く「ビーフリード輸液」を競合品目として選定しました。</p> <p>なお、本剤と同種の〔効能・効果〕を有していた「アミカリック輸液」と「アミノフリード輸液」については、薬価基準収載品目の経過措置期限が2020年3月31日までであったため、競合品目の検討から除外しています。</p>

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月22日

販売名	パレセーフ輸液	製造販売元	エイワイファーマ株式会社
-----	---------	-------	--------------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	ビーフリード輸液	株式会社大塚製薬工場
競合品目2		
競合品目3		

競合品目を選定した理由
<p>本剤は末梢静脈栄養用製剤に分類され、アミノ酸・糖・電解質・ビタミンB₁を配合した輸液製剤です。</p> <p>本剤の〔効能・効果〕は、『下記状態時のアミノ酸、電解質、ビタミンB₁及び水分の補給・経口摂取不十分で、軽度の低蛋白血症又は軽度の低栄養状態にある場合 ・手術前後』です。</p> <p>本剤と同一の〔効能・効果〕を有する医療用医薬品は「ビーフリード輸液」です。</p> <p>同種の〔効能・効果〕を有する医療用医薬品は、「ツインパール輸液」、「パレプラス輸液」ですが、「ツインパール輸液」にはビタミンB₁が配合されておらず、「パレプラス輸液」には水溶性ビタミンが配合されているため、〔効能・効果〕の記載が異なります。</p> <p>上記の医療用医薬品のうち、自社品の「ツインパール輸液」と「パレプラス輸液」を除く「ビーフリード輸液」を競合品目として選定しました。</p> <p>なお、本剤と同種の〔効能・効果〕を有していた「アミカリック輸液」と「アミノフリード輸液」については、薬価基準収載品目の経過措置期限が2020年3月31日までであったため、競合品目の検討から除外しています。</p>

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月22日

販売名	パレプラス輸液	製造販売元	エイワイファーマ株式会社
-----	---------	-------	--------------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	ビーフリード輸液	株式会社大塚製薬工場
競合品目2		
競合品目3		

競合品目を選定した理由
<p>本剤は末梢静脈栄養用製剤に分類され、アミノ酸・糖・電解質・水溶性ビタミンを配合した輸液製剤です</p> <p>本剤の〔効能・効果〕は、『下記状態時のアミノ酸、電解質、水溶性ビタミン及び水分の補給 ・経口摂取不十分で、軽度の低蛋白血症又は軽度の低栄養状態にある場合 ・手術前後』です。</p> <p>本剤と同種の〔効能・効果〕を有する医療用医薬品は、「ツインパル輸液」、「パレセーフ輸液」、「ビーフリード輸液」ですが、「ツインパル輸液」には水溶性ビタミンは配合されておらず、また、「パレセーフ輸液」と「ビーフリード輸液」には水溶性ビタミンのうちビタミンB₁のみしか配合されていないため、〔効能・効果〕の記載が異なります。</p> <p>上記の医療用医薬品のうち、自社品の「ツインパル輸液」と「パレセーフ輸液」を除く「ビーフリード輸液」を競合品目として選定しました。</p> <p>なお、本剤と同種の〔効能・効果〕を有していた「アミカリック輸液」と「アミノフリード輸液」については、薬価基準収載品目の経過措置期限が2020年3月31日までであったため、競合品目の検討から除外しています。</p>

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月22日

販売名	リハビックス-K 1号輸液 リハビックス-K 2号輸液	製造販売元	エイワイファーマ株式会社
-----	--------------------------------	-------	--------------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	ハイカリック液-1号 ハイカリック液-2号 ハイカリック液-3号	テルモ株式会社
競合品目2	ハイカリックNC-L輸液 ハイカリックNC-N輸液 ハイカリックNC-H輸液	テルモ株式会社
競合品目3	カロナリーL輸液 カロナリーM輸液 カロナリーH輸液	扶桑薬品工業株式会社

競合品目を選定した理由
<p>本剤は中心静脈栄養用基本液製剤に分類され、糖・電解質を配合した小児用の輸液製剤です。</p> <p>本剤の〔効能・効果〕は、『経口、経腸管栄養補給が不能又は不十分で、経中心静脈栄養に頼らざるを得ない場合の水分、電解質、カロリー補給に用いる。』であり、〔用法・用量〕においては、小児に対する経中心静脈栄養療法の開始液又は維持液として「リハビックス-K 1号輸液」、維持液として「リハビックス-K 2号輸液」の投与を記載しています。</p> <p>本剤と同種の〔効能・効果〕を有する医療用医薬品は「ハイカリック液-1号・ハイカリック液-2号・ハイカリック液-3号」、「ハイカリックNC-L輸液・ハイカリックNC-N輸液・ハイカリックNC-H輸液」、「ハイカリックNC-L輸液・ハイカリックNC-N輸液・ハイカリックNC-H輸液」、「カロナリーL輸液・カロナリーM輸液・カロナリーH輸液（それぞれ「ハイカリックNC-L輸液・ハイカリックNC-N輸液・ハイカリックNC-H輸液」の後発医薬品）」ですが、いずれも成人に対する経中心静脈栄養療法の開始液</p>

又は維持液に該当します。

上記の医療用医薬品は小児用ではありませんが、同種の〔効能・効果〕を有するため、弊社で把握している直近1年の売上高のデータ（2018年4月～2019年3月）より、売上高の大きいものから順に競合品目として選定しました。

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月22日

販売名	ピーエヌツイン-1号輸液 ピーエヌツイン-2号輸液 ピーエヌツイン-3号輸液	製造販売元	エイワイファーマ株式会社
-----	--	-------	--------------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	エルネオパNF1号輸液 エルネオパNF2号輸液	株式会社大塚製薬工場
競合品目2	フルカリック1号輸液 フルカリック2号輸液 フルカリック3号輸液	テルモ株式会社
競合品目3	ネオパレン1号輸液 ネオパレン2号輸液	株式会社大塚製薬工場

競合品目を選定した理由
<p>本剤は中心静脈栄養用キット製剤に分類され、アミノ酸・糖・電解質を配合した輸液製剤です。</p> <p>本剤の〔効能・効果〕は、『経口、経腸管栄養補給が不能又は不十分で、経中心静脈栄養に頼らざるを得ない場合の水分、電解質、アミノ酸、カロリー補給』であり、〔用法・用量〕においては、経中心静脈栄養療法を開始液又は維持液として「ピーエヌツイン-1号輸液」、維持液として「ピーエヌツイン-2号輸液・ピーエヌツイン-3号輸液」の投与を記載しています。</p> <p>本剤と同種の〔効能・効果〕を有する医療用医薬品は「フルカリック1号輸液・フルカリック2号輸液・フルカリック3号輸液」、「ネオパレン1号輸液・ネオパレン2号輸液」、「エルネオパNF1号輸液・エルネオパNF2号輸液」、「ワンパル1号輸液・ワンパル2号輸液」ですが、「フルカリック1号輸液・フルカリック2号輸液・フルカリック3号輸液」と「ネオパレン1号輸液・ネオパレン2号輸液」にはビタミンが配合されており、「エルネオパNF1号輸液・エルネオパNF2号輸液」と「ワンパル1号輸液・ワンパル</p>

2号輸液」にはビタミン、亜鉛、鉄、銅、マンガン及びヨウ素が配合されているため、[効能・効果]の記載が異なります。

上記の医療用医薬品のうち、弊社で把握している直近1年の売上高のデータ（2018年4月～2019年3月）より、売上高の大きいものから順に競合品目として選定しました。

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月22日

販売名	ワンパール1号輸液 ワンパール2号輸液	製造販売元	エイワイファーマ株式会社
-----	------------------------	-------	--------------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	エルネオパNF1号輸液 エルネオパNF2号輸液	株式会社大塚製薬工場
競合品目2	フルカリック1号輸液 フルカリック2号輸液 フルカリック3号輸液	テルモ株式会社
競合品目3	ネオパレン1号輸液 ネオパレン2号輸液	株式会社大塚製薬工場

競合品目を選定した理由
<p>本剤は中心静脈栄養用キット製剤に分類され、アミノ酸・糖・電解質・ビタミン・微量元素を配合した輸液製剤です。</p> <p>本剤の〔効能・効果〕は、『経口、経腸管栄養補給が不能又は不十分で、経中心静脈栄養に頼らざるを得ない場合の水分、電解質、アミノ酸、カロリー、ビタミン、亜鉛、鉄、銅、マンガン及びヨウ素の補給』であり、〔用法・用量〕においては、経中心静脈栄養療法の開始液又は維持液として「ワンパール1号輸液」、維持液として「ワンパール2号輸液」の投与を記載しています。</p> <p>本剤と同一の〔効能・効果〕を有する医療用医薬品は「エルネオパNF1号輸液・エルネオパNF2号輸液」です。</p> <p>本剤と同種の〔効能・効果〕を有する医療用医薬品は「ピーエヌツイン-1号輸液・ピーエヌツイン-2号輸液・ピーエヌツイン-3号輸液」、「フルカリック1号輸液・フルカリック2号輸液・フルカリック3号輸液」、「ネオパレン1号輸液・ネオパレン2号輸液」ですが、「ピーエヌツイン-1号輸液・ピーエヌツイン-2号輸液・ピーエヌツイン-3号輸液」にはビタミン、亜鉛、鉄、銅、マンガン及びヨウ素が配合されておらず、「フルカリック</p>

1号輸液・フルカリック2号輸液・フルカリック3号輸液」と「ネオパレン1号輸液・ネオパレン2号輸液」には亜鉛、鉄、銅、マンガン及びヨウ素が配合されていないため、[効能・効果]の記載が異なります。

上記の医療用医薬品のうち、弊社で把握している直近1年の売上高のデータ（2018年4月～2019年3月）より、売上高の大きいものから順に競合品目として選定いたしました。

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月22日

販売名	モリヘパミン点滴静注	製造販売元	エイワイファーマ株式会社
-----	------------	-------	--------------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	アミノレバン点滴静注	株式会社大塚製薬工場
競合品目2	テルフィス点滴静注	テルモ株式会社
競合品目3	ヒカリレバン注	光製薬株式会社

競合品目を選定した理由
<p>本剤は肝不全用アミノ製剤に分類される輸液製剤です。</p> <p>本剤の〔効能・効果〕は、『慢性肝障害時における脳症の改善』であり、本剤と同一の〔効能・効果〕を有する医療用医薬品は、「アミノレバン点滴静注」、「テルフィス点滴静注（アミノレバン点滴静注の後発医薬品）」、「ヒカリレバン注（アミノレバン点滴静注の後発医薬品）」、です。</p> <p>上記の医療用医薬品のうち、弊社で把握している直近1年の売上高のデータ（2018年4月～2019年3月）より、「アミノレバン点滴静注」については売上高を確認できましたが、「テルフィス点滴静注」と「ヒカリレバン注」については売上高を確認できませんでしたので、販売開始年月の順に競合品目として選定しました。</p>

競合品目・競合企業リスト

令和 2 年 5 月 21 日

販売名	アミノレバン点滴静注	製造販売元	株式会社大塚製薬工場
-----	------------	-------	------------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	モリヘパミン点滴静注	エイワイファーマ株式会社
競合品目2	テルフィス点滴静注	テルモ株式会社
競合品目3	ヒカリレバン注	光製薬株式会社

競合品目を選定した理由
アミノレバン点滴静注と同じ肝性脳症改善アミノ酸製剤に分類されるため。

競合品目・競合企業リスト

令和 2 年 5 月 21 日

販売名	アミパレン輸液	製造販売元	株式会社大塚製薬工場
-----	---------	-------	------------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	アミゼットB輸液	テルモ株式会社
競合品目2	プレアミン-P注射液	扶桑薬品工業株式会社
競合品目3	プロテアミン12注射液	テルモ株式会社

競合品目を選定した理由
アミパレン輸液と同じ高濃度アミノ酸製剤に分類されるため。

競合品目・競合企業リスト

令和 2 年 5 月 21 日

販売名	ネオパレン輸液 エルネオパNF輸液 ミキシッド輸液	製造販売元	株式会社大塚製薬工場
-----	---------------------------------	-------	------------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	フルカリック輸液「テルモ」	テルモ株式会社
競合品目2	フルカリック輸液「田辺三菱」	テルモ株式会社
競合品目3	ワンパル輸液	エイワイファーマ株式会社

競合品目を選定した理由
ネオパレン輸液、エルネオパNF輸液及びミキシッド輸液と同じ高カロリー輸液製剤に分類されるため。

競合品目・競合企業リスト

令和 2 年 5 月 21 日

販売名	プラスアミノ輸液 ビーフリード輸液	製造販売元	株式会社大塚製薬工場
-----	----------------------	-------	------------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	パレプラス輸液	エイワイファーマ株式会社
競合品目2	ツインバル輸液	エイワイファーマ株式会社
競合品目3	パレセーフ輸液	エイワイファーマ株式会社

競合品目を選定した理由
プラスアミノ輸液及びビーフリード輸液と同じ低濃度糖加アミノ酸製剤に分類されるため。

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月19日

販売名	ヒカリレバン注	製造販売元	光製薬株式会社
-----	---------	-------	---------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	アミノレバン点滴静注	株式会社大塚製薬工場
競合品目2	モリヘパミン点滴静注	エイワイファーマ株式会社
競合品目3	テルフィス点滴静注	テルモ株式会社

競合品目を選定した理由
効能効果と剤形が同一であるため。

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月18日

販売名	オキシトシン注射液5単位「F」	製造販売元	富士製薬工業株式会社
-----	-----------------	-------	------------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	アトニン-0注1単位/5単位	あすか製薬株式会社
競合品目2	プロスタルモン・F注射液1000/2000	丸石製薬株式会社
競合品目3	メチルエルゴメトリン注0.2mg「あすか」	あすか製薬株式会社

競合品目を選定した理由
本剤と同種同効薬である陣痛誘発・促進剤として品目1、2、子宮収縮止血剤として品目3を選定した。

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月18日

販売名	ジノプロスト注射液1000 μ g 「F」/2000 μ g「F」	製造販売元	富士製薬工業株式会社
-----	--	-------	------------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	プロスタルモン・F注射液1000/2000	丸石製薬株式会社
競合品目2	アトニン-0注1単位/5単位	あすか製薬株式会社
競合品目3	メチルエルゴメトリン注0.2mg「あすか」	あすか製薬株式会社

競合品目を選定した理由
本剤と同種同効薬である陣痛誘発・促進剤として品目1、2、子宮収縮止血剤として品目3を選定した。

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月18日

販売名	アトニン - O注1単位 アトニン - O注5単位	製造販売元	あすか製薬株式会社
-----	------------------------------	-------	-----------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	プロスタルモン・F 注射液 1000 プロスタルモン・F 注射液 2000	丸石製薬株式会社
競合品目2	プロスタグランジン E ₂ 錠 0.5mg 「科研」	科研製薬株式会社
競合品目3	メチルエルゴメトリンマレイン酸塩注 0.2mg 「F」	富士製薬工業株式会社

競合品目を選定した理由
本剤と同種同効薬である陣痛誘発・促進剤（品目1、2）、及び子宮収縮止血剤（品目3）を選定した。

競合品目・競合企業リスト

令和2年 5月22日

販売名	プロスタグランジンE ₂ 錠0.5 mg「科研」	製造販売元	科研製薬株式会社
-----	--	-------	----------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	アトニン-O注1単位 アトニン-O注5単位	あすか製薬株式会社
競合品目2	プロスタルモン・F注射液1000 プロスタルモン・F注射液2000	丸石製薬株式会社
競合品目3	-	-

競合品目を選定した理由
子宮収縮作用を有し、妊娠末期の陣痛誘発・陣痛促進を目的として使用される薬剤を選定した。

競合品目・競合企業リスト

令和2年5月19日

販売名	プロスタルモン・F注射液1000 プロスタルモン・F注射液2000	製造販売元	丸石製薬株式会社
-----	--------------------------------------	-------	----------

薬事分科会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	アトニン 0注1単位 / アトニン 0注5単位	あすか製薬株式会社
競合品目2	プロスタグランジンE2錠0.5mg「科研」	科研製薬株式会社
競合品目3	ジノプロスト注射液1000µg「F」 / ジノプロスト注射液2000µg「F」	富士製薬工業株式会社

競合品目を選定した理由
本剤の競合品目は、本剤と同様の効能及び効果を有している医療用医薬品の中から、売上高の大きいものから順に選定しました。